

中央環境審議会「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他の法の運用に関し必要な事項について [1,4-ジオキサン・塩化ビニルモノマー]（第2次答申）」の概要について

1. 審議の経緯

○平成25年10月 中央環境審議会「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について（諮問）」

1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、カドミウム、トリクロロエチレンの6物質を対象に土壌環境基準及び土壌汚染対策法の特定有害物質の見直し等諮問。

○平成27年12月 中央環境審議会土壌農薬部会「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について（第2次答申）」

- ・1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマーの2物質について土壌環境基準項目（溶出基準）に追加することとされた。
- ・1,4-ジオキサンについては当面は特定有害物質に追加しないこと、塩化ビニルモノマーについては特定有害物質に追加することとされた。

2. 物質の性状と環境基準等

	性状			環境基準等		
	物性	毒性	主な用途	地下水環境基準	土壌環境基準(案)	土壌汚染対策法指定基準(案)
1,4-ジオキサン	沸点101.1℃、比重1.03。土壌への吸着性は低く、水に溶けやすい。微生物分解もしにくい。	腎臓・肝臓への障害、発がん性	合成皮革用・反応用の溶剤、塩素系溶剤の安定剤、洗浄溶剤、医薬品合成原料	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下	—
塩化ビニルモノマー	沸点-13.37℃、比重0.9106。揮発性が高い。トリクロロエチレン等の分解生成物。	肝臓への障害、発がん性	ポリ塩化ビニル等の合成原料	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下 ※第二溶出量基準0.02mg/L以下

3. 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について（第2次答申の概要）

〔1,4-ジオキサン〕

○調査方法及び措置・処理方法等

- ・土壌の水相に存在し、揮発しにくいいため、土壌ガス調査で有無を把握することは困難。ただし、地下水調査であれば、水に混和した状態の1,4-ジオキサンの有無を把握できる可能性がある。
- ・処理については第一種特定有害物質の許可を取得している処理施設のうち、化学脱着、熱脱着、熱分解、溶融処理法等は適用可能。

○対応方針

- ・1,4-ジオキサンは特定有害物質に追加しない。
- ・効率的かつ効果的な調査技術の開発を推進し、合理的な調査手法が構築できた段階で、改めて特定有害物質への追加について検討する。
- ・土壌環境基準が設定されると土地所有者等が自主的な調査を実施し、その結果汚染事例が見つかりと対策を講じたいといった場合が生じることが想定されるため、1,4-ジオキサンの調査方法や基準不適合土壌の対策等に関する技術的助言を地方自治体に周知する。（なお、技術的助言（案）は第2次答申の別紙として示されている。）

〔塩化ビニルモノマー〕

○調査方法及び措置・処理方法等

- ・第一種有害物質と物性が同等であることから土壌ガス調査は可能。処理については第一種特定有害物質の許可を取得している処理施設の生物処理や不溶化以外の処理方法で適用可能。

○対応方針

- ・第一種特定有害物質に区分し、土壌溶出量基準のみ設定することが適当。

○土壌汚染対策法の制度運用

- ・法追加施行後に法に基づく手続きに新たに着手する場合は規制対象とする。
- ・施行時点で既に法に基づく調査に着手している場合（既に区域指定されている場合や措置に着手している場合を含む）は調査のやり直しを求めない。
- ・調査省略して区域指定した土地の指定を解除する場合や追加施行後に実施する認定調査については対象とする。

※テトラクロロエチレン等の分解生成物について、調査の在り方や区域指定・指示措置も含め土壌汚染対策全般について分解生成物を考慮したものとなるよう、分解生成物に関する調査、分解生成物も考慮したよりの確かつ合理的な対策スキームの検討を進めるべき

〔施行について〕 ○土壌環境基準・土壌汚染対策法に基づく汚染状態に係る基準とも公布後、準備期間は1年間を経て施行予定。